

資料 7

外国人住民に対する
手続き案内の
一体的な運用に
ついて

(法務省・総務省
提供資料)

外国人住民に対する手続き案内の一体的な運用

Point 外国人住民が国内で住所を変更した際には、住基法の届出義務と入管法の届出義務が生じることとなる。

住基法上の届出と入管法上の届出が同時に行われるよう、ホームページや電話等での案内に加え、以下の場面においても、必要な書類や手続きについての案内をする必要があるのではないか。



(1) 転出証明書交付時の機会を活用した案内

外国人住民（中長期在留者、特別永住者）本人又は代理人（世帯主等）が転出届出の手続きに訪れた際、転入届（住基法第22条）と住居地届出（入管法第19条の9）には、それぞれ転出証明書と在留カード等が必要となる旨、転出証明書交付時の機会を活用して案内する。

▶ 転出元市区町村の窓口訪問の機会を活用することにより、外国人住民の手続き負担増を回避できるとともに、転出先市区町村における手続きが円滑に行われる。

(2) 在留カード等の提示がないために住基法上の転入手続きしか行われなかった場合の案内

転入手続を行った窓口において以下の案内を行い、住居地届出の適切な履行を促す。

- 【案内事項】
- 届出期間（具体的な届出の期限日）
 - 届出に必要なもの（在留カード又は特別永住者証明書）

仮に、住居地の届出が適切に行われないと...
刑事罰の対象になる他、中長期在留者の場合、
在留資格の取消し対象となり得る。

外国人住民に対する手続案内の一体的な運用

再掲 ※実務研究会(第12回)資料3
http://www.soumu.go.jp/main_content/000109127.pdf

外国人住民が国内で住所を変更した際には、住基法の届出義務と入管法の届出義務が生じることとなる。

○転入届・転居届 (自治事務)

・根拠

改正住民基本台帳法第22条

同法第23条

同法第30条の46

同法第30条の47

・違反した場合の罰則

行政罰(5万円以下の過料)

市区町村
(住民行政窓口)



年月日
転入・転居届
<input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 転居
届出人 住所
氏名
⋮

○住居地の届出 (法定受託事務)

・根拠

改正入管法第19条の7~9

改正入管特例法第10条

・違反した場合の罰則等

刑事罰(20万円以下の罰金(虚偽届出の場合は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金))

在留資格の取消し(中長期在留者のみ)(90日以内に届出をしない場合、取消し対象となり得る)

住民基本台帳 転居届	
届出人	住所
氏名	
⋮	
届出日	
届出場所	
届出人の印	
届出人の署名	
届出人の住所	
届出人の電話番号	
届出人のメールアドレス	
届出人の職業	
届出人の年齢	
届出人の性別	
届出人の婚姻状況	
届出人の世帯状況	
届出人の世帯人数	
届出人の世帯構成	
届出人の世帯収入	
届出人の世帯資産	
届出人の世帯負債	
届出人の世帯収入と資産の合計	
届出人の世帯収入と負債の合計	
届出人の世帯収入と資産の合計と負債の合計の差	
届出人の世帯収入と資産の合計と負債の合計の差の割合	
届出人の世帯収入と資産の合計と負債の合計の差の割合の平方根	
届出人の世帯収入と資産の合計と負債の合計の差の割合の平方根の平方根	
届出人の世帯収入と資産の合計と負債の合計の差の割合の平方根の平方根の平方根	
届出人の世帯収入と資産の合計と負債の合計の差の割合の平方根の平方根の平方根の平方根	
届出人の世帯収入と資産の合計と負債の合計の差の割合の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根	
届出人の世帯収入と資産の合計と負債の合計の差の割合の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根	
届出人の世帯収入と資産の合計と負債の合計の差の割合の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根	
届出人の世帯収入と資産の合計と負債の合計の差の割合の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根	
届出人の世帯収入と資産の合計と負債の合計の差の割合の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根	
届出人の世帯収入と資産の合計と負債の合計の差の割合の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根の平方根	

仮に片方のみしか
行われない場合...

外国人住民の手続負担
必要な行政サービスが受けられない恐れ

両手続きが同時に行われるよう、市区町村役場において住所変更の案内(ホームページや電話等での案内)をする際には、必要な書類や手続について、**両制度を分けることなく一括して案内することを徹底する必要があるのではないか。**

外国人住民に対する手続案内の一体的な運用(イメージ)(国内転入届・住居地届出の事例)

〇〇市のホームページにおける案内(日本語ページ)

再掲 ※実務研究会(第12回)資料3
http://www.soumu.go.jp/main_content/000109127.pdf



〇〇市外から引越してきたとき(転入届・外国人の住居地届出)

(例)

▲届出期間

引越してきた日から14日以内

▲対象となる方

〇〇市以外の市区町村から〇〇市に引越してきた方

▲届出する人

- ・原則として本人
- ・代理人に委任することもできます。(委任状が必要です)

▲届出方法

窓口にならえつけてあります「住民異動届」に記入のうえ、次に掲げる「届出に必要なもの」ともにお出してください。

▲届出に必要なもの

- ・前住所地の市区町村の役所が発行した転出証明書
- ・届出人の本人確認ができる書類
(有効期限内の運転免許証・旅券(パスポート)または住民基本台帳カード等)
- ・国民健康保険証(既に国民健康保険に加入している世帯に入る方)

★中長期在留者又は特別永住者の方については、入管法又は入管特例法上の届出も必要であり、同届出を行うためには在留カード又は特別永住者証明書が必要となりますので、在留カード又は特別永住者証明書も持参してください(本人又は世帯員が外国人住民である場合、世帯に属する外国人全員の在留カード又は特別永住者証明書が必要となります。)

その際、在留カード又は特別永住者証明書によって本人確認ができますので、上記の「届出人の本人確認ができる書類」を別途持参していただく必要はありません。

在留カード又は特別永住者証明書を持参いただけないと、窓口で2度訪れていただかなければならなくなるため、ご注意ください。

必要な書類や手続について両制度を分けることなく一括して案内することを徹底することにより、書類忘れによる外国人住民の手続負担増を回避することができるのではないか。